

かいほう

東京都公立小学校事務職員会 会報 第169号

http://otegaruhp.com/tokoushouji/html/_TOP/

平成21年 9月 7日発行

東京都公立小学校事務職員会

発行 会長 佐藤 和行 (国分寺市立第八小)

編集 広報部長 小野 明 (中野区立塔山小)

〒164-0011 中野区中央 1-49-1

TEL 03(3363)0461

広報部 岩瀬たつ子 (世田谷区立中町小)

鈴木 裕美 (三鷹市立羽沢小)

渡部 正徳 (北区立浮間小)

平成21年度東京都公立小学校事務職員会 研究総会 講演会

人が人として生きられる世界に

ハンセン病患者・回復者のあゆみと今から学ぶこと



国立ハンセン病資料館 学芸員 西浦 直子 氏

ハンセン病とは、世界的にも日本にも古くからあった、らい菌による慢性の感染症です。抵抗力が非常に弱っていたり、生活環境が非常に悪いなどの原因が重なると感染・発症することがあります。そのくらい、菌の毒力や感染力は弱いものです。しかし、発症すると主に皮膚や神経を侵すため、治療薬がない時代は、変形や知覚麻痺・運動麻痺といった後遺症が残ることがありました。体の表に症状が出ることから、様々な宗教の中で「けがれた病」「罪の重い病」と言われるなど、非常に差別的な扱いをされてきました。

潜伏期間が非常に長く、数年から数十年になることもあります。現在では、有効な治療薬が開発され、早期発見と早期治療により、後遺症を残さず治るようになりました。今の日本のように、人々が抵抗力のある体で、社会全体の生活環境が安定していれば、まず感染することもなく、「普通の感染症」といえます。

ハンセン病資料館は、1993年に「高松宮記念ハンセン病資料館」として設立されました。2007年に「国立ハンセン病資料館」としてリニューアルし名称変更をしましたが、目的や活動は設立当初から変わっていません。偏見と差別にさらされてきた方の、苦難の歴史を広く人々に知ってもらい、同じようなことを繰り返さないで欲しいと訴えています。資料収集から展示まで、回復者の方々が自分たちで作ってきた資料館であり、自分たちの手で、自分たちの口で訴え、語り伝えるために、活動していく資料館でもあります。『「ハンセン病資料館」という博物館の専門家は、学芸員ではなく、活動を続けられてこられた回復者の方々ご自身だろうと考えます』と西浦氏は話されました。

資料館の2階に3つの展示室があります。展示室1は歴史展示室として、導入から日本を中心としたハンセン病対策、患者および回復者の歴史について展示しています。展示室2は、「癩(らい)療養所」と題して、まだ治る薬がなかったころの時代を中心として「癩」と診断された人々が入所に至るまでの絶望と苦しみ、それから療養所の中での過酷な生活について、資料や療養所の中の復元を展示をしています。展示室3は、「生き抜いた証」として、偏見や差別により、生きている意味がもう無いと自分で思ってしまうような中でも、あるいは過酷な療養所の生活の中でも、自分たち自身で生きがいを見出して生きてきた人たちの生き抜いてきた証を展示しています。ここでは証言映像も見るすることができます。日本の各療養所(国立・私立合わせて15療養所)の入所者の方々、社会復帰されているの方々、あるいは関係者の方々40人余りの方々のお話を聞くことができます。

小学校からの見学も多く、小学生用に DVD が作られています。大変わかりやすい内容でしたので、一部抜粋して掲載いたします。タイトルは、「－忘れられた人たち－」です。

『一省略一 皆さんは、ハンセン病療養所って聞いたことがありますか。ハンセン病の療養所にはそこに住んでいる人の家だけじゃなくて、スーパーマーケットや病院、その他のお店も揃っていて、まるで一つの町のようになっています。でもそれで便利なわけではありません。療養所の中でしか生活できないから全部揃っているのです。教会やお寺、お墓まであります。小さいけれど学校だってありました。

昔はハンセン病にかかると、お父さんやお母さん、友達とも別れて療養所に入らなければならなかったのです。そして許可がなければ療養所から出してはもらえませんでした。だから療養所の周りはまるで刑務所のようにコンクリートの壁や背の高い柵の垣根などで囲ってありました。

ハンセン病に効く薬が無い昔は、病気にかかると手足や顔の形が変わってしまうことがありました。だからみんなと違う人のように思われて、ひどい意地悪をされたのです。病気がうつるのが嫌だからいなくなれと言われ、生まれた町を追い出されたり、無理やり療養所に連れて行かれたりしました。子供だってハンセン病にかかると、もう学校に来なくていいって言われたり、友達からいじわるされたりして、無理やり療養所に連れて行かれました。一省略一 ハンセン病にかかった人たちは家族に迷惑をかけないためにも療養所に行くしかなかったのです。

病気が治るようになって療養所を出ることができるようになって、手や足の残ってしまったりして、やっぱり皆から嫌われたままでした。周りの人たちから迷惑がられて、帰ってこないでと言われました。ハンセン病にかかった人たちは、病気が治っても帰る家もなく、いつの間にか年をとってしまって今も療養所に住んでいるのです。子供も孫もない、療養所の外から訪ねて来てくれる人も殆どいない、寂しい暮らしをしてきた療養所の人たち。何十年も療養所から出られないままだったので、周りの人たちからはもう自分のことを忘れられてしまいました。

意地悪をした人たちは、ハンセン病にかかった人たちが、こんなに長い間寂しい思いをすることになるなんて考えたのでしょうか。一省略一』

ハンセン病は世界的にも古くからあった病気ですが、日本では 1907 年 (明治 40 年) に隔離を始める法律ができました。その時は、全員を隔離するというものではなく、道端で物乞いをしている患者を「汚いもの」、「恥ずべきもの」として隠してしまうため療養所を作ったのが、隔離政策の始まりです。1920 年くらいから徐々に、全員を強制的に隔離しようという方針が強まり、1931 年「癩予防法」ができました。「癩」と診断をされれば基本的にはすべての患者を隔離でき、退所規定の無いものでした。「癩は恐ろしい伝染病である」という論理で、強制収容が進められ、5 か所だった公立の療養所が 13 か所に増えました。古くからの病気への嫌悪感が消えないうちに、「恐ろしい伝染病である」という差別観をかぶせてしまったため、「先祖が何か悪いことをしたから」「この家には何か悪いことがあるから」といった「よくわからないが非常に嫌な病気だ」というイメージと「恐るべき伝染病」というイメージの二重の偏見が作られていくことになったのです。戦後、1940 年代に画期的な治療薬ができましたが、その後も隔離は続きました。1953 年に新しい「らい予防法」ができましたが、療養所に入ったらそこで一生暮らすという法律であることに変わりがなく、1996 年「らい予防法廃止」まで続いていたのです。

2001 年小泉首相のときに「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で原告が勝訴、小泉首相が控訴せず謝罪となりました。その後多くの回復者の方が、メディアに登場したり講演に招かれたりしました。しかし、本を書いたり、講演会に精力的に出かけていく一方で、本当に自分たちの状況を分かってもらえているのか疑問に感じている人もいます。「いろいろな人に話すけどね、学校なんかに行って講演をするけどね、所詮みんな人ごとなんだよね・・・」と。

療養所の入所者のみなさん (全国で約 2600 人) は、ほぼ 100%ハンセン病は治っており、後遺症のケアや高齢による疾患のケアを受けています。後遺症として、知覚麻痺や運動麻痺があり、回復者を苦しめています。知覚麻痺は、手のひらの感覚や指の感覚がないため、やけどをしても水泡ができて初めてやけどをしていたことに気づくとか、足の裏にマメや傷ができて炎症がひどくなり大きな傷になって周りが気付かなければわからないといったことが起こります。運動麻痺で特に言われるのが、「つまみ動作」ができないということです。コインがつかめないうえ、自動販売機を使うときに大変困るとか、スイカやパスモの扱いが難しい、ボタンは道具を使わなければめられないといったことが起こります。ですから回復者の方々の生活にはこまめなケアが欠かせません。皮膚の感覚が麻痺しているということは、生活上の面だけでなく心の面でも問題があると考えます。たとえば、小さな子どものほっぺの柔らかさや温かさを感じるできないのです。癒されるような感触を、触覚として味わうことができないということです。私たちが子どもを抱きしめたときに感じるものを、味わうことができないのです。

後遺症や高齢による疾患のない方でも、家族を偏見から守るために家に帰ることができず、入所し続けているというのが療養所の現状です。実名を名乗れない方、家族と連絡を取れない方、施設で生活していること自体を隠さ

なければならない方が、今もたくさんいます。家族が結婚差別や就職差別を受けるという事実もあり、ハンセン病に対する差別と偏見は今も無くなってはいません。家族との絆を奪い、思い出したくないことがたくさん詰まった過去を作ってしまったのは、世間であり私たちです。かつて周りの人たちから嫌われ、「寄るな」とずっと言われてきた記憶を消すことはできず、催して来てくれた子どもたちを抱っこしたい気持ちも必死に抑えているのです。小さな子どもたちが握手をしようと手を差し出しても、遠慮するように車いすの上で身を縮めて座っている姿を見るのは非常に悲しいことです。心の後遺症が消えない原因があるとすれば、それは私たちです。「このお店に入ったら嫌がられる」「物を売ってくれないのではないか」「やはり自分は嫌われている」そんな思いを一生持って暮らすというのが一番辛い後遺症だとおもいます。そう思わせているのは、私たちなのです。

今から8年くらい前に、90歳のおばあさんがハンセン病と診断されたそうです。今では、日本でハンセン病と診断されるのは年間一人か二人です。このおばあさんも、何らかの原因で感染をして、それが高齢化して体力が落ち免疫力が落ちたために発症したケースだと思われます。発見は早く、治療も早く進められ、病気は軽くなっていったのですが、おばあさんは首をつって自殺をしてしまいました。治療にあたった医師は、治療中のことを振り返り彼女の家族の過剰な反応に思い当りました。異常なほど執拗に「うつる危険はないのか」「生活はどうしたらいいのか」「子供たちに影響はないのか」と聞いてきました。医師は、本人にも家族にも、有効な治療薬があり、治る病気で、治療を始めてから人に感染させることは無いと何度も説明をしたそうです。しかし、自殺という結末に。ハンセン病であるという診断を、言わなければよかったのかと悔んでいるそうです。彼女を追い詰めたものは何なのでしょう。家族が大騒ぎになってしまったのはなぜなのでしょう。「自分の家から、らい病が出るなんて」という思いを抱かせてしまった世間や社会がまだあるということです。その様子を見ている子どもたちがいけば、「ハンセン病にかかった人が自殺をした」「この病気は人には言えない、自殺をするような病気なんだ」と思うのではないのでしょうか。その連鎖が恐ろしいと思うのです。

病気のために冷たい眼を向けられたり、生きていく価値を否定されたり、と追い詰められていくのはハンセン病の回復者の方だけではありません。顔や体の変形を伴う病気の方、遺伝する病気の方、進行していく一方の難病の方々、患者さんの家族の方々を追い詰めているのは、顔の見えないたくさんの人たちの目であり、私たちもその一人なのです。私たちが変わらなければ、彼らは傷つき続けるということです。

ハンセン病を経験した人たちがたどってきたむごい人生というのは、私たちにとって誤りを正すための貴重な財産だといえます。身をもって私たちに教えてくれたことを、「見ない」あるいは「見ないふり」をして、「知らなかったんだから仕様がなないんだ」と言って過ごしてしまうのは、もっと罪深いことだと思います。人の痛みを心で寄せるようなそんな生き方ができないだろうかと考えます。

「人が人として生きられる世界に—ハンセン病患者・回復者のあゆみと今から学ぶこと」という演題で、国立ハンセン病資料館学芸員の西浦直子氏に御講演いただきました。

西浦氏とは、平成19年度の北多摩ブロックでこの資料館を見学した際にお会いしました。ハンセン病資料館を見学した事務職員の中から、「ブロック研究だけで終わらせてはいけません。もっと多くの事務職員も知る必要がある。」という声があり、西浦氏にこのたびの講演をお願いするに至りました。快くお引き受けくださった西浦氏に、お礼申し上げます。お忙しい中、貴重なお時間を割いていただき、ありがとうございました。

(ご講演の内容は、かいほう用に担当者が編集いたしました。順序が入れ替わっている部分も多くありますが、趣旨をできるだけ忠実に、また西浦氏の思いをお伝えできるようまとめたつもりです。)

差別を受けた方々の苦しみや痛みから私たちが学ぶこと、語り継いでいくことがハンセン病資料館の大きな役割だと西浦氏は話されました。同じ社会に住んでいる我々にできること、壁を作ってしまった側として、壁を取り除くために何ができるのかを一緒に考える時間になったのでしょうか。

(構成：広報部 鈴木 裕美)

おことわり：「癩」と「らい」については書き分けています。近世以前、また「癩予防ニ関スル件」(1907)、「癩予防法」(1931)の時代は、漢字表記に、1953年(昭和28年)の「らい予防法」制定以降は、ひらがなの「らい」と表記しています。

－ 研究総会 報告 －

平成21年5月21日(木) 武蔵野公会堂講堂において、平成21年度講演会・研究総会が開催されました。講演会は、講師に国立ハンセン病資料館 学芸員 西浦直子氏を迎え「人が人として生きられる世界にーハンセン病患者・回復者のあゆみと今から学ぶことー」と題してご講演をいただきました。

引き続き研究総会は、会員総数1406名、代議員数301名(55支部)の定数に対し、出席代議員201名、表決書46、委任状23、合計有効数270で成立しました。一般参加者は9名でした。

会長あいさつの後、議長選出に続き議事に入り、事業報告、決算報告・会計監査報告、事業計画案、予算案、役員の推薦が承認され、総会は終了しました。

(広報部 岩瀬 たつ子)

研究総会 会長あいさつ

会長 佐藤 和行

会員の皆様におかれましては校務ご多忙の中ご参集いただきましてありがとうございます。

今日の講演会、研究総会が無事に迎えられるかどうか心配していたところです。もし、東京都内で新型インフルエンザの発症があり、都内の小中学校が一斉休校ということになった場合には、どのようにしたらよいのか等、苦慮していたところです。幸い、本日までは、そこまで至らずあんどしているところです。

私たち事務職員に関することでは、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成21年文部科学省令5号)により、「小学校及び中学校には事務長を置くことができることとし、事務長は事務職員を持って充てることとする。」という改正がなされました。今後の全国の動きについて注視していきたいと思えます。

さて、東京都においては、昨年度「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会」最終報告が出され、本日の前段の本会研究部による本年度の研究についてでも触れられましたが、昨年度に行われた職務状況に関する調査の集計結果等に基づき、様々な検討がなされていくことと思えます。本会としても、会員の皆様の意見を受けながら、都教委と意見交換をしていきたいと思えます。

さて、最後になりますが、各支部、会員の皆様へのお願いです。本会の活動のために各支部より、役員、理事を派遣していただき感謝しているところですが、まだまだ、理事の皆さんの人数が足りません。退職し、再任用をされている方にも理事をお願いしている現状もあります。支部に戻られましたら、今一度より多くの方の理事をご推薦いただければと思えます。よろしくお願ひいたします。



本会の研究総会時の「新年度の研究」についての報告内容について

東京都公立小学校事務職員会 会長 佐藤 和行

平成21年5月21日（木）に開催された研究総会時に、本会研究部が「新年度の研究」について報告をおこないました。その中の意見交換会について、平成21年1月22日（木）の都教委との「小中学校事務職員の職務等に関する意見交換会」に臨むにあたり、下記の内容の会長メモを事前にお渡しし、意見交換会に臨みました。以下にメモを掲載いたします。

学校事務職員の職務等に関する意見交換にあたって（メモ）

日頃より、本会の活動についてご理解をいただきありがとうございます。

このたびは、小中学校事務職員の職務等に関する意見交換の機会をいただき感謝申し上げます。

この意見交換は、「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会報告」の中の、「小・中学校における学校事務職員の活用」についての提言を受けてのものとして理解しております。先般実施されました「都費学校事務職員の職務状況に関する調査」も同様の趣旨に基づくものと理解しております。

そこで、意見交換にあたって、事前にくいつかの問題意識を提示させていただきます。話し合いの中で、取り上げていただければ幸いです。

1. 「都費学校事務職員の職務状況に関する調査」（副校長対象、事務職員対象）は、今後どのように扱われる性格のものなのでしょうか。調査結果は都民、あるいは学校関係者に公表されるのでしょうか。調査結果が、即、具体的な政策に結びついていくものなのでしょうか。
2. 学校事務職員の活用について、既に区市町村教育委員会との間に検討組織が設置されているのでしょうか。具体的に対象や検討課題など教えていただければ、私たちも議論を進めやすいのではないかと思います。
3. 報告の中では、「学校事務職員を分掌組織に位置づけ」とありますが、もともと校長の校務の分掌は教員だけを対象としたものではなく、事務職員等も含めてのものであると思いますので、何を改善すべきなのかを具体的に検討する必要があると思います。その場合、検討の結論を導き出すべき時期というものがあるのでしょうか。
4. 国においても、教員の多忙化解消の一方策として「学校事務職員の活用」という点が強く語られる状況があります。そこでは、「事務の共同実施」や「事務長の設置」などの具体化が検討されています。都における学校事務職員の活用という課題にさいして、こうした国段階の施策はどのように関連付けて考えていったら良いのか戸惑いを感じていますが、いかがでしょうか。
5. 報告を読む限り、現行県費負担事務職員制度を前提にして提言されていると思うのです。では「東京都行財政改革実行プログラム」にある都費事務職員の「区市町村への人事権の移譲」という政策との関係ではどのように検討していけばよいのか、そこで立ち止まってしまいます。それぞれのプログラムの関連や実施スケジュールをどう考えていたらよいのか、戸惑っています。

また、区教育長会が都教委に対して、都費事務職員の引き上げ要請を行ったとの情報も耳にしましたが、この件も同様に戸惑いを感じています。

平成21年1月20日

東京都公立小学校事務職員会

会長 佐藤 和行

「新年度の研究」についての報告

研究部長 加藤 正二

さる2月6日、本会研究大会での報告では、東京都教育委員会の「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会 最終報告」学校組織や運営体制の見直しの中での「小中学校の事務職員の活用」の項目について、報告をさせていただきました。

ここで簡単に、おさらいをしておきたいと思います。

検討委員会最終報告の「小中学校の事務職員の活用」のポイントは次の5点でした。

①事務職員は、職務の遂行に当たって当該区市町村の条例等に従い、かつ、上司（校長、副校長）の命令に忠実に従わなければならない。

として、「上司の命令に従う」という基本的な立場をまず述べていました。

②事務職員は、行政職としての立場から、校長を補佐し、円滑な学校運営に参画すべき役割を担っている。校務の進行管理、事務の適正処理、情報の集中管理・共有化、外部対応等においてはその能力活用が不可欠である。その役割を一層明確なものとし、職員の意識を高めていく必要がある。

として、「事務職員の活用分野」と、その「役割の明確化」について述べていました。

③各区市町村教育委員会は積極的に事務職員の学校経営への参画を推進し、その活用を積極的に行っていくべきである。

として、区市町村教育委員会への意見を述べていました。

④事務職員の活用について具体的な方策は、①実態調査、意見交換を21年度までに行い、②活用方法を検討し周知する、ということをして22年度までに行う。

として、具体的な方策を22年度までに行うということを明言していました。

⑤今後、都教育委員会と区市町村教育委員会が連携し、研修をはじめとする人材育成策を適切に実施していく。

として、人材育成策について述べていました。

以上5点が、「小中学校の事務職員の活用」についてのポイントであります。

さらに、研究大会では、区市町村教育委員会、副校長、事務職員を対象に行われた「小中学校における事務職員の職務状況に関する調査」について、事務職員対象の質問表を配布させていただきましたが、皆様個人で、あるいは支部単位でご活用いただいたことと思います。

そして、今後の研究は

- ①事務職員の活用方法
- ②事務の共同実施
- ③人員の確保

以上3点について研究を進めていくこととお話しました。

ここまでの、本会研究大会での報告事項ですが、本日は、皆様には是非、お話しておかなければならない、1月22日に行われました、本会と東京都教育委員会との「意見交換会」について、報告をさせていただきます。

場所は、水道橋の教職員研修センターでした。

そこで都教委から提示された資料は

- ①地教委（62）、副校長（254）、事務職員対象（256）のアンケート結果ダイジェスト(会議終了後返却)
- ②教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会 最終報告
- 3 学校組織や運営体制の見直し

（1）小・中学校における学校事務職員の活用 部分
の2点でした。

また、アンケート結果ダイジェストに沿って、都教委から意見を求められた項目は、

1. 事務職員が担当すべき業務について
2. 事務職員の学校経営への参画について
3. 教員と事務職員の相互理解について
4. 事務職員の意識等について

の4項目でした。

「意見交換会」の進行は、アンケート結果ダイジェストの資料を見ながら、都教委の質問に私たちが意見を述べていくという形式で進められていきました。

それでは、「意見交換」の内容を紹介させていただきます。

(事務職員が担当すべき業務についての都教委の質問で)事務分掌について、分掌表がないとの回答が副校長53%、事務35%との結果について意見を求められ、

(私たちは)分掌表自体の認識の違いもあるのではないかと。(例えば、校務全体の中の分掌としてはあるが、事務室内の分掌表がないなど)という意見を述べました。

(また、都教委の)事務量についてはどうか、という質問に対して、

(私たちは)学校規模、事務職員数、事務職員の意識によって、感じ方は異なると思うが、ルーチンワーク以外のものへの関わりや、教員からの相談などへの関わりで、業務量が多いという意見を述べました。

(さらに、都教委の)教員の多忙感が言われているが、副校長や教員との事務分担についてはどうか、という質問に対して、

(私たちは)調査・報告の類が多く、保護者への対応や、会議の多さ、地域行事への参加などで、「多忙感」ということになるのではないかと。という意見や、

副校長や教員が行っている事務の中で、事務職員が行える事務もあるが、事務職員の削減や、新規事業などで事務職員も「多忙感」を抱えている。

という意見を述べました。

(事務職員の学校経営への参画について、都教委の)学校行事や、運営委員会等へどのように関わっているか、という質問に対して

(私たちは)どのように関わるかではなく、校長がどのように関わらせているかということである。という意見や、学校運営には積極的に関わっており、校長からの相談にも意見を述べている。という意見、さらに、全ての事務職員が関わるためには、システムを作ることである。という意見を述べました。

(都教委の)人材の育成についての質問に対して、

(私たちは)経験年数により研修を充実させていくなどの人材の育成が必要である。という意見や、

学校事務の仕事は多岐にわたるため、研修の充実が必要である。という意見を述べました。(これに対して)

(都教委は)コアとなる人材を育てることは重要だが、その他は人事交流や、再任用の配置でよいのではないかと。職層と職責の明確化は考えている。として、行財政改革実行プログラムに沿った考えを示しました。

(都教委の)教員と事務職員の相互理解について、副校長の回答からは、コミュニケーションを密にとることが大事であるとの回答が多いが、事務職員が教員(の仕事や立場)を理解するという点についてはどうか、例えば職員室と事務室の一体化についてはどうか。同じ部屋にすることで一体感が生まれるのではないかと。という質問に対して、

(私たちは)個人情報取り扱いが多いなど、不便な面もあるのではないかと。文房具等の消耗品の管理もしにくくなる。という意見や、

教員とダイレクトに情報のやり取りが出来るところはよいが、書類の収納も含めた執務スペースを十分確保することが必要である。という意見を述べました。

(事務職員の意識等について、都教委は)事務職員の意識の底上げが大事であると考えているが、事務職員会はどのように関わっているか、という質問に対して、

(私たちは)基本一人職場であるので、OJTの担い手としての事務職員会の存在意義は大きい。横のつながりを作りモチベーションを維持し、実務研修を行うなど事務職員会の役割は大きい。都教委と地教委の関係や意識の違いからか、地教委の受けた説明会の伝達講習がされていないのが現状である。という意見を述べました。

以上のようなことが、「意見交換会」の大まかな、内容ですが、

この他に、都教委の考えとして明らかとなったことを4点、報告します。

①「人事権の委譲」については、「行財政改革実行プログラム」にあるように、国への働きかけは実行したが、実施スケジュール等については、今後の国の動向によるものである。従って、現行の制度で出来ることはやっていくというスタンスである。

②「事務職員の活用」については、これから区市町村と「検討」を行い22年度末までに活用方法の決定、周知を行う。(実行指針の通り)

これは、都教委としての包括的なものを出すということであり、それを受けて地教委が具体的なものを出すのであろうと考える。

③「事務長の設置」については、1名校ではないと考えるが、例えば、小中一貫校等では考えられる可能性はある。

④学校事務の共同処理について

事務職員の組織化について、属人的な事務処理ではなく、組織的な事務処理を行うということや、モチベーションを維持することからも大事であると考えている。共同処理については、これからの研究課題であるが、新たにセンターを作るということではなく、現実的にはグループ化を行い拠点校に集まり一括して事務を処理する。というイメージである。即実行というわけではなく、試行を行う考えである。

という、4点が明らかとなりました。

とりわけ4点目の「事務の共同処理」について、これからの「研究課題」としていること、「試行を行う考えがある」ということは、注目すべき点であると考えますので、さらに情報収集を行うことは言うまでも無く、本会研究大会でも述べましたように、

今後の研究は

①事務職員の活用方法

②事務の共同処理

③人員の確保

以上3点を中心に研究を進めていくことを、再度確認させていただきます。

最後に、皆様へお願いがあります。

先ほど、事務職員も多忙感をいただいているというお話もしましたが、本会についても例外ではなく、各理事の皆さんにおいても、慢性的な理事不足による多忙感をいただいております。各支部からの理事の推薦はもとより、会員個人の皆様からも、本会の活動をお手伝いしていただける方を、心から歓迎いたしますので、ぜひ、そういう方がいらっしやいましたら、ご連絡いただけますようお願い申し上げます、私のお話を終わりたいと思います。

— 講演会 参加者の感想 —

練馬区立小竹小学校 大野 栄男

この度、5月21日実施されました都公小事研究総会・講演会について寄稿させていただきます。

演題「人が人として生きられる世界に—ハンセン病患者・回復者のあゆみと今から学ぶこと」（講師：国立ハンセン病資料館 学芸員 西浦直子様）を、拝見させていただき、病気としての理解や歴史から学ぶハンセン病等、たくさんのお話を聞くことが出来ました。講演の中でこんな患者さんの悲痛な思いと共に学芸員さんより現状が紹介されました。

「家族と住めない。実名を名乗れない。子どもを生むことが許されない。同じ人間なのに、普通のことができない人たちがいます。‘ハンセン病’という病気というだけで長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。」

「現在、90%以上の方はハンセン病自体はすでに軽快しています。しかし平均年齢は69歳に近く、それに多くは顔面や手足に変形を残しています。社会に出て生活するのはむづかしい状態です。ハンセン病療養所も現状では、“身体障害者老人施設”になっています。」

患者さんの言葉も学芸員の方の言葉も、ひとつひとつが強く響く言葉でした。

「私たちにできること—それは、ハンセン病について、正しい知識と理解を持つことです。これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。資料館にもお越しになりハンセン病を正しく知るきっかけとしてくだされば幸いです。そして、学校や家庭でも話し合い、さらに理解深めてください。」

そんな言葉で講演会は終わりました。

私たちに出来ることは、何か？そんな思いを会場にいらした方は誰もが感じたと思います。

「出来ること」と「理解すること」同じ様であって、その大きな違いに考えさせられました。

都公小事の理事、関係者の方々には事業内容、研究体制と日ごろより大変、お世話になり感謝しております。

これからも、宜しく願いいたします。

「講演会よりの学び」

匿名希望 M さん

昨年2月に北多摩ブロックで国立ハンセン病資料館を見学されたと聞き現在は他ブロックに異動してしまい参加できないことを残念に思っていたところ、今回の講演で色々なお話が聞けるのを楽しみに参加させていただきました。

以前、かいほう第166号に参加された方の報告が載せられており、事前学習は万端よろしく講演会に参加いたしましたが、内容の濃さにあつという間に時間が過ぎ、もっと聞きたい！是非に資料館を見学したい！！という思いにかられてしまうほど、国立ハンセン病資料館の学芸員をされている講師の西浦さんにはとても感謝しております。

講演の中で、一番に心に残った言葉は「回復者は各地で講演等を行うが、皆さん他人事のように聞いているようではない！」ということです。ハンセン病自体は治療法も確立され、決して不治の病ではなくなったのですが、国による隔離政策でその人生のほとんどを療養所内での生活を余儀なくされた為、今さら回復したとはいえ帰る家（故郷）が無い等の数多くの問題が存在します。

世間では、数多くの病気・障害による差別偏見などがありますが、我々は常にそういった方々とともに住んでいて、普通に社会生活を過ごしている方も数多くいますし、日常生活においてもそういった方々を目にします。しかし、ハンセン病回復者の方々は時が経ち過ぎてしまったばかりに、療養所という狭い空間から出ることを許されず、今はその余生を送っている為、我々からは知識としてハンセン病を理解することができても、日常生活の中で隣には住んでいないので、中々理解が得難く今回あらためて反省しかり・・・と考えさせられました。

そもそも、「らい菌」は伝染性の低い病気であるが、人は見えないものに対して過敏に反応してしまう傾向があることや、かかってしまった人に対しても決して蔑視すべきでないことをあらためて痛感しました。偶然にも総会開催時は、「新型インフルエンザ」が猛威を奮っていて、受付で希望者にマスクを配布していましたが、この「新型インフルエンザ」同様に感染しても治る病気としての認識や、感染者に対しての過剰な反応は差別偏見に繋がりはしないかと頭の中で考えをめぐらしつつ、帰路につきました。

参加できて本当によかった。いつか折を見て国立ハンセン病資料館を訪れたいと思う程の講演を聞いたことに感謝いたします。

注：「障害」のガイの字は、「害」を使うとその人とかかわることによって「害が及ぶ」という誤解をされるので、多くの自治体では、ひらがな表記の「障がい」にしています。

私が使用しました、「碍」は一部の作家や文学者の方々が推奨している字で、読み方は同じ「がい」ですが、「礎をくじかれる」という意味で出すので、あくまで筆者個人のこだわりで使用させて頂きましたので予めご了承ください。

『西浦さんの講演を聴いて』

匿名希望 S さん

今回、都公小事の講演会で西浦直子さんのお話を聴いて、私は自分の心の中にある偏見や差別感に気付いた。気付いたというよりむしろ、直視しないで避けていた自分の「負」の部分を見つめざるを得なくなってしまった。

10年くらい前になるが、私は国立ハンセン病資料館がある多摩全生園を何度か訪れたことがある。全生園は、今はだれでも自由に出入りでき、園内には、病院や回復者の住居、お店、野菜園、雑木林等があった。私は雑木林を散策していた時はとてもリラックスしていたのだが、その後、回復者の方々の平屋建て住居の前をとおったり、集会所の建物の中に入った時、頭の中の思いとは反対に身体が緊張していくのを感じた。わずかではあったけれど「怖い」という感情、嫌悪感のようなものがわきおこっていた。ハンセン病は今の衛生状態ではまずうつらないし、回復者の方々が完治されていることも、知識としては頭に入っていたにもかかわらず・・・だ。そして、世間のハンセン病に対する偏見や差別感が、どれだけ患者の方々を苦しめてきたかを「知って」いるのに。ハンセン病資料館に

入った時も、受付にいらした回復者の方を直視できなかった。その方の顔や体に残るハンセン病の痕跡に、ハッと心が退いてしまったのだ。

西浦さんの講演を聴きながら、そんな経験を思い出した。自分は「勉強」して「知識」を得ているつもりだったけれど、「差別はひどい。私はしないぞ」と思っていたけれど、実は世間や社会の偏見・差別の連鎖の中にしっかり絡めとられていたことに気付いた。ハンセン病の回復者の方々の苦しみを、やっぱり「人ごと」にしてしまっていた。「知識」だけでは「無知」からくる恐怖心や偏見を乗り越えることはできないんだなど実感した。

それでは、自分の持っている偏見や差別感という壁を取り除き、「人ごと」を超えていくにはどうしたらいいのだろうか？西浦さんのお話から、いくつかヒントをいただいたと思う。それは、自分自身が差別や偏見の気持ちを持っているという事実をまず認めること。そして、どうしたらその壁を取り除けるのか、答えはないけれど常に考えていくこと。自分や自分の親しい人たちがこんな目にあったらどんな気持ちになるかを考えてみること。

完全な解決策はないけれど、偏見について考えたり、人と話したり、そしてよりよい方向に向かおうと努力する、そのプロセスが大切なのかなと思う。そのためには、ハンセン病資料館に行ったり、回復者の方々と実際に接してみる必要があると思う。

今回の講演を聴いた後、こんなことをずっと考えていたら、自分の職場や生活の中でも、自分の偏見や差別感があらわれている時が少なからずあることにも気付いた。職場である小学校に来ている外国人家庭の子どもや生活保護を受けている家庭の子どもに対して、偏見を持っていないといえるだろうか？

世間や社会に広く薄く広がっている偏見や差別。残念ながら、私自身もそんな差別意識をしっかりと身につけてしまっている。西浦さんの講演は、私にとって、偏見や差別感というものを改めて考える機会になった。

西浦さん、本当に中身のあるお話、ありがとうございました。

— 次号かいほう170号（予定） —

特集1：「学校事務の『？』」

- ・学校事務を初めて経験して、『？』と思う事
- ・今までの職場と学校とを比べた『？』
- ・学校に永くいるけれど常々『？』と感じてきた事

特集2：「全国大会参加記」

☆原稿大募集！

- ・字 数：400～800字（ワード・一郎のデータ歓迎！フロッピー・メール歓迎！）
 - ・締 切：11月11日（水）
 - ・匿名扱い：掲載時の匿名は可 匿名の寄稿は不可
 - ・送 付 先：広報部長 小野 明（中野区立塔山小） E
nk-tonoyama-es@city.tokyo-nakano.lg.jp
- ※11月16日（月）までに受付確認の電話が無い場合は広報部長までご連絡願います

編集後記

今年度も「かいほう」をよろしく願いいたします。

西浦直子氏の講演には、大きな反響がありました。「学校事務とは直接は関わりの無い事」と、私自身も思っていたのですが、講演を聴き、Sさんの感想文を読んだ今は、考えを改めました。

「新年度の研究」についての報告は、加藤研究部長がひとつひとつ言葉を選び丁寧に話す内容を、メモを取りながら熱心に聴く人が目立ちました。佐藤会長の文書と併せて、じっくりとお読みください。

全国大会も終わったお盆休み前のある日、日本経済新聞の記事の情報を会員の方からいただきました。

お盆明けを待って転載を申請し、千代田区にある新聞販売所に出向いて掲載紙を購入、印刷所に持ち込みました。

ご存知の方もいらっしゃるでしょうが、一橋の書店街の裏にあるその新聞販売所では、地方紙も含めた全国の新聞が全て定価で手に入ります。一見、普通の新聞販売店ですが、カウンターの壁面に貼られた大きな日本地図に、千社札のようにビッシリ「〇〇新聞」「△△新聞」と全国の新聞名が表示されている様子は、壮観です。

大きな変革が予想される今、あの新聞販売所の地図のように、学校事務を俯瞰できる広報でありたいと思います。

（広報部長 小野 明）

「我々は日々何をしているのか? -3- 」

昭島市立東小学校 大森 美紀彦

4. 事務室改革の三つの方向

組織のあり方として「なべぶた型」というのがあります。これは少数の管理者に対して部下が横並びにいる体制を意味します。これに対する組織は「ピラミッド型」と言ったら良いでしょうか。学校は従来「なべぶた型」であったので、これを「ピラミッド型」にしていこうというのが現在の学校改革の趨勢です。

「ピラミッド型」のメリットは何といても「効率性」でしょう。「なべぶた型」のメリットは個々の構成員の「自主性」の発揮ではないでしょうか。それぞれのデメリットと言え、それを逆にすればいいわけです。つまり「なべぶた型」は「効率性」に難があり、「ピラミッド型」では自主性が発揮されないということです。

平成21年4月1日付で「学校教育法施行規則」が一部改正されますが、我々に関係する条項があります。それは「小中学校に事務長を置くことができる」という文言です。文科省による事務室改革は「共同実施」化の方向のようですが、現在我々をとりまく事務室改革の動きはこの文科省のものも含めて次の3つくらいにまとめられるのではないのでしょうか。

- ①「共同実施化」の方向
- ②「事務職員＝マネジメントを担う一員化」の方向
- ③「事務職員再任用化・派遣労働者化」の方向

①の「共同実施化」は、平成10年の中教審答申以来、進められている事務室改革です。すでに共同実施が行われている県を見てみると、各校に事務職員を置きながら、週一回程度センター校に集まる形をとっているようです。決裁権はそのグループのリーダーに付与し、事務の効率化・管理化が図られているようです。

②の「事務職員＝マネジメントを担う一員化」は、近來の全事研の研究にみることができます。それは、事務職員が「管理職的」に学校におけるマネジメントの一翼を担うという方向だと思われま。

③の「事務職員再任用化・派遣労働者化」の方向のうち、前者の「事務職員再任用化」は現在進行中です。昭島市でも、二校はすでにこうなっていて、当該校では都事務職員は一週間のうち一日は不在という状況です。後者の「派遣労働者化」は、3であげた某自治体の欠員補充の例です。事務職員を「派遣労働者化」してこの学校はどうなったのでしょうか。調べてみたいところです。

ところで、下の表1は、私の仕事の分類「作る」「調べる」「話す」「動く」の観点からこの3つの事務室改革の方向を分析したものです。表中の◎は個別の学校にとっての「改善」、○は「現状維持（やや疑問だが）」、△は「質的变化（自主性低下）」、↓は、「機能低下」を示します。

- ①の「共同実施化」の方向ですが、この制度改革は「書類を作る」という機能の改革に重点を置くもので、「調べる」「話す」「動く」について、質的变化（自主性の低下）をもたらします。
- ②「事務職員＝マネジメントを担う一員化」という全事研の方向は、我々の仲間による、文科省の方向に呼応した言わば「下からの」制度改革です。このため「作る」「調べる」「話す」「動く」の質的变化については、文科省の改革と同じ傾向になります。
- ③の「事務職員再任用化・派遣労働者化」の方向では、4つの機能の全てにわたって「機能低下」します。再任用化であれば、本人の「頑張り」で現役並みの仕事が可能でしょうが、週4日勤務ですからどんなに頑張っても機能低下します。「派遣」でしたら、その機能低下は如実なものとなるでしょう。

この表で注意しなければならないことは、今進んでいる事務室改革はいずれも「商品化できない仕事」の質を変えるか、機能低下させるものであることです。

表1

	作る (書類作成)	調べる	話す	動く	
①「共同実施」化の方向	◎	△	△	△	<個別の学校にとって> ◎:改善 ○:現状維持? △:質的变化(自主性低下) ↓:現状の機能低下
②全事研の「事務職員＝マネジメントの一翼を担う」の方向	◎	△	△	△	
③「事務職員再任用化・派遣労働者化」の方向	○	↓	↓	↓	

※おことわり：大森さんの原稿は長文のため、以下は次号またはホームページに掲載する予定です。(広報部)